

# 議案参考資料

[令和5年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 国保係

## 議案名

議案第15号 桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

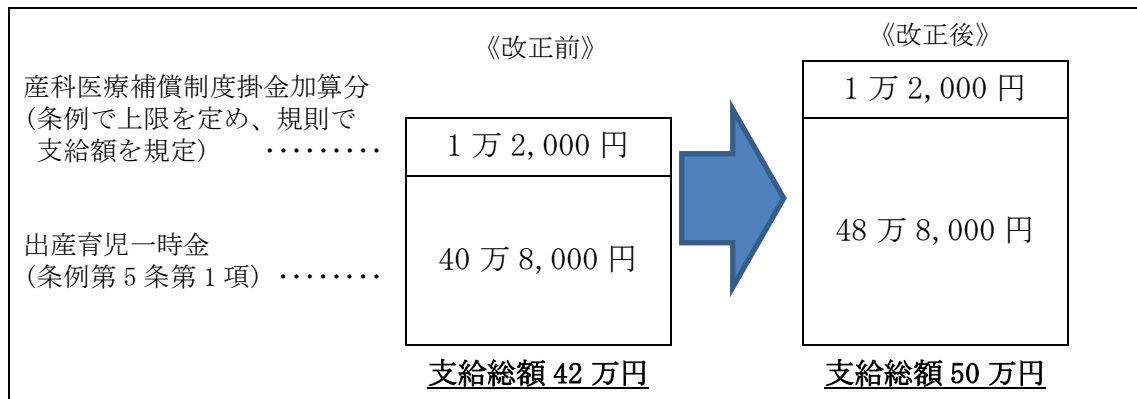
健康保険法施行令等の一部改正に準じ、国民健康保険の出産育児一時金の額について所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

出産時における被保険者への一時支給金は、出産育児一時金と産科医療補償制度掛金加算分を合わせて支給しております。

出産時の一時金の支給総額について、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等が改正され、出産育児一時金の額が40万8,000円から48万8,000円に引き上げられます。

この改正に準じ、桐生市国民健康保険条例の出産育児一時金の額についても、同様の改正をするものです。



(施行期日：令和5年4月1日)

## 背景・経過

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」(令和4年12月15日)において、「出産時の一時金の支給総額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、令和5年2月1日に健康保険法施行令等が改正され、出産育児一時金の支給額が現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げられます。このことにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産時の一時金の支給総額は50万円となります。